

AED 等貸出申請時の注意点

- 貸出が可能な AED 等は 1 台です。
- 貸出は先着順となります。
- 市内で開催する行事以外への貸出はできません。
- デモ機としての貸出しはできません。
- 1 度の申請で貸出しできる期間は最長 7 日間です。7 日を超える場合は、再申請が必要です。
- 行事が中止又は開催期間が短縮となった場合は、速やかに返却ください。
- 貸出にかかる費用は無料ですが、運搬等にかかる費用は申請者で負担してください。
- 貸出し後は適切に管理いただき、目的外の利用や転貸・譲渡はしないでください。
- 申請者の責任による破損や紛失があった場合、損害賠償を請求します。
- 返却時には AED 等返却報告書（様式第 4 号）の提出が必要です。
- 貸出及び返却の際は、地域医療課窓口へ来庁が必要です。（開庁時間は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）※市民センター等での貸出及び返却は行っていません。